

佐 渡 市 賃 借 料 情 報 令和7年10月発行

令和6年7月から令和7年6月までに締結された賃借料水準(10a当り)は以下のとおりとなっています。

農地法の改正により標準小作料制度は廃止されました。その代わりに過去1年間に締結(公告)された賃借料をもとに、平均額、最高額、最低額、データ筆数を賃借料情報として提供します。

この賃借料情報はあくまで目安となりますので、契約にあたっては農地の実情に応じ、両者で話し合いの上、賃借料を定めて下さい。

【田の実勢価格】

地 区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数	使用賃借件数
(参考)市内全域	8,200	14,900	2,300	3,133	210
両津地区	7,500	10,600	3,700	495	27
相川地区	7,000	10,000	2,400	199	28
佐和田地区	9,100	14,800	5,000	232	1
金井地区	8,300	12,800	4,300	574	78
新穂地区	8,700	13,500	3,000	719	44
畑野地区	8,300	14,000	3,700	295	10
真野地区	8,600	13,500	3,500	315	7
小木地区	11,300	14,900	6,000	10	0
羽茂地区	7,500	10,000	3,000	219	10
赤泊地区	6,200	8,300	2,300	75	5

【畑の実勢価格】

地 区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ筆数	使用賃借件数
市 内 全 域 (普通畑・樹園地)	5,900	20,600	2,500	233	19

1. 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
2. 著しく低額あるいは高額なデータ及び使用賃借は除いて算出しています。
3. 賃借料を物納(玄米)で行っている場合は、その算定を令和6年産米JA仮渡額「9,500円／30kg」で換算しています。

お問い合わせ先：佐渡市農業委員会（電話63－5115）